

久井出張所・世羅消防署・世羅西出張所電気通信設備保守管理業務委託仕様書

この仕様書は、委託業務の内容を示すものである。

(通信設備の種類)

- 1 保守の対象となる通信設備はつぎのとおりとする。

[久井出張所] (三原市久井町坂井原 3480-1)

(1) 構内交換機 (IP OFFICE M) 一式 (Panasonic 製)

(2) 内線電話機 12 機 (うち多機能 3 機、一般 9 機) (OKI 製、Panasonic 製)

[世羅消防署] (世羅郡世羅町大字西神崎 878-1)

(1) 構内交換機 (AspireUX) 一式 (NEC 製)

(2) 内線電話機 12 機 (うち多機能 4 機、一般 8 機) (NEC 製)

[世羅西出張所] (世羅郡世羅町大字小国 3399-1)

(1) 構内交換機 (AspireS) 一式 (NEC 製)

(2) 内線電話機 6 機 (うち多機能 2 機、一般 4 機) (NEC 製、SHARP 製)

(義務)

- 2 受注者は電話設備に関し関係諸法令に定める技術基準の励行の義務を負うものとする。

(点検)

- 3 受注者は電話設備の機能を常に完全な状態に維持する。毎月 1 回技術者による機能試験及び点検整備を行い、故障の予防に万全を期する。

(故障発生 of 処置)

- 4 受注者は、発注者より故障発生 of 連絡を受けた時、または自ら発見した時、如何なる時も速やかに技術者を派遣し機能回復に務める。

(検査・立会)

- 5 電話整備 of 定期検査、立会並びに関係機関へ提出する諸費用は発注者において支払うものとする。

(工事)

- 6 下記の業務は保守契約に含まれないものとし、発注者 of 要求により、受注者において別途見積の上これを行う。

電話設備 of 増設、取替、移転、改造または撤去工事

(保守管理期間)

7 令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。